

障 発 0 2 2 0 第 1 号

平成 27 年 2 月 20 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公印省略)

「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」の一部改正について

障害保健福祉行政の推進につきまして、平素より格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 12 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を別紙のとおり改正し、平成 27 年 4 月 1 日から適用しますので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段のご配慮をお願いします。

別紙 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第12号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">障発0330第12号 平成24年3月30日 障発1226第4号 平成26年12月26日 <u>最終改正 障発0220第1号</u> <u>平成27年2月20日</u></p> <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長</p> <p>児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について</p> <p>児童福祉法（昭和23年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の18第3項の規定に基づく「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（以下「基準」という。）については、本年2月3日厚生労働省令第15号をもって公</p>	<p style="text-align: right;">障発0330第12号 平成24年3月30日 <u>最終改正</u> 障発1226第4号 平成26年12月26日</p> <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長</p> <p>児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について</p> <p>児童福祉法（昭和23年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の18第3項の規定に基づく「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（以下「基準」という。）については、本年2月3日厚生労働省令第15号をもって公</p>

布され、同年4月1日から施行されたところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

第一、第二 (略)

第三 児童発達支援

1、2 (略)

3 運営に関する基準

(1)～(37) (略)

(38) 地域との連携等(基準第51条)

① (略)

② 同条第2項は、児童発達支援センターにおいては、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通う保育所、幼稚園、学校や認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならないこととしたものである。助言その他の必要な援助とは、保育所等訪問支援又は障害児相談支援に加え、地域生活支援事業における巡回支援専門員整備や障害児等療育支援事業等を想定している。

布され、同年4月1日から施行されたところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

第一、第二 (略)

第三 児童発達支援

1、2 (略)

3 運営に関する基準

(1)～(37) (略)

(38) 地域との連携等(基準第51条)

① (略)

② 同条第2項は、児童発達支援センターにおいては、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、その家庭からの相談に応じ、必要な援助を行うよう努めなければならないこととしたものである。必要な援助とは、保育所等訪問支援又は障害児相談支援を行うことが望ましい。

(39) ～ (41) (略)

4 基準該当通所支援に関する基準

(1) ～ (3) (略)

(4) 準用 (第 54 条の 5)

基準第 54 条の 5 により、第 4 条、第 7 条及び前節 (第 11 条、第 23 条第 1 項及び第 4 項、第 24 条、第 25 条第 1 項、第 31 条、第 33 条、第 46 条並びに第 51 条第 2 項を除く。) の規定は、基準該当児童発達支援事業について、準用されるものであることから、第三の 1 の (3)、3 の (2) から (12) まで ((12) の①は除く。)、(14) から (19) まで ((14) の①は除く。)、(21)、(23) から (33) まで、(35) から (41) まで ((38) の②を除く。) を参照されたい。

(5)、(6) (略)

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例 (基準第 54 条の 8)

介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者 (指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 18 年厚生労働省令第 34 号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。) 第 63 条第 1 項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。) 又は 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者 (指定地域密着型サービス基準第 171 条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。) (以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。) が、(5) と同様の理由によ

(39) ～ (41) (略)

4 基準該当通所支援に関する基準

(1) ～ (3) (略)

(4) 準用 (第 54 条の 5)

基準第 54 条の 5 により、第 4 条、第 7 条及び前節 (第 11 条、第 23 条第 1 項及び第 4 項、第 24 条、第 25 条第 1 項、第 31 条、第 33 条、第 46 条並びに第 51 条第 2 項を除く。) の規定は、基準該当児童発達支援事業について、準用されるものであることから、第三の 3 の (2) から (12)、(14) から (19)、(21)、(23) から (33)、(35) から (41) を参照されたい。

(5)、(6) (略)

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例 (基準第 54 条の 8)

介護保険法による 指定小規模多機能型居宅介護事業者 が、(5) と同様の理由により、障害児に対して、指定小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該指定小規模多機能型居宅介護を基準該当児童発達支援とみなすこととし、この場合の基準該当児童発達支援事業所として満たすべき基準は、次のとおりであること。

り、障害児に対して、指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第 62 条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第 170 条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。）を提供する場合には、当該指定小規模多機能型居宅介護等を基準該当児童発達支援とみなすこととし、この場合の基準該当児童発達支援事業所として満たすべき基準は、次のとおりであること。

- ① 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第 63 条第 1 項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第 171 条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく市営障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第 94 条の 2 の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、基準第 54 条の 8 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは基準第 71 条の 4 において準用する基準第 54 条の 8 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみな

- ① 指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の数と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく市営障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第 94 条の 2 の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、基準第 54 条の 8 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは基準第 71 条の 4 において準用する基準第 54 条の 8 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第 34 条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成 15 年厚生労働省令第 132 号。以下「特区省令」という。）第 4 条第 1 項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型

される通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第 34 条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成 15 年厚生労働省令第 132 号。以下「特区省令」という。)第 4 条第 1 項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数を上限とし、29 人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第 63 条第 7 項に規定する「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」をいう。以下同じ。)にあっては、18 人)以下とすること。

- ② 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員とは、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の利用者の数と指定障害福祉サービス等基準第 94 条の 2 の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、基準第 54 条の 8 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは基準第 71 条の 4 において準用する基準第 54 条の 8 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第 4 条第 1 項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数を 1 日当たりの上限とし、登録定員の 2 分の 1 から 15 人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、12 人)までの範囲内とすること。ただし、登録定員が 25 人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等

居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数を上限とし、25 人以下とすること。

- ② 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員とは、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用者の数と指定障害福祉サービス等基準第 94 条の 2 の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、基準第 54 条の 8 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは基準第 71 条の 4 において準用する基準第 54 条の 8 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第 4 条第 1 項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数を 1 日当たりの上限とし、登録定員の 2 分の 1 から 15 人までの範囲内とすること。

における通いサービスの利用定員の上限は次のとおりであること。

ア 登録定員が 26 人又は 27 人の場合、16 人

イ 登録定員が 28 人の場合、17 人

ウ 登録定員が 29 人の場合、18 人

③ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適用な広さを有すること。

④ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、指定障害福祉サービス等基準第 94 条の 2 の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、基準第 54 条の 8 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは基準第 71 条の 4 において準用する基準第 54 条の 8 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第 4 条第 1 項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数を含めて指定小規模多機能型居宅介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

なお、指定小規模多機能型居宅介護事業所等は、サービス管理責任者の配置が義務づけられていないが、指定小規模多機能型居宅介護事業者等は指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者のうち、「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」に掲げる実務経験者に相当すると認められる

③ 指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適用な広さを有すること。

④ 指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、指定障害福祉サービス等基準第 94 条の 2 の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、基準第 54 条の 8 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは基準第 71 条の 4 において準用する基準第 54 条の 8 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第 4 条第 1 項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数を含めて指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用者の数とした場合に、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所として必要とされる数以上であること。

なお、指定小規模多機能型居宅介護事業所は、サービス管理責任者の配置が義務づけられていないが、指定小規模多機能型居宅介護事業者は指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者のうち、「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」に掲げる実務経験者に相当すると認められる管理者

管理者等に「サービス管理責任者研修事業の実施について」に基づき実施される「児童発達支援管理責任者研修」及び「相談支援従事者研修事業の実施について」に基づき実施される「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」の受講を促すこととし、研修修了者が指定小規模多機能型居宅介護事業所等を利用する障害児の児童発達支援計画を作成することが望ましい。

- ⑤ 障害児入所施設その他関係施設から、指定小規模多機能型居宅介護事業所等が障害児の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。

第四 （略）

第五 放課後等デイサービス

1、2 （略）

3 運営に関する基準

(1)、(2) （略）

(3) 準用（基準第71条）

基準第71条により、第12条から第22条まで、第24条から第30条まで、第32条、第34条から第45条まで、第47条から第50条まで、第51条第1項及び第52条から第54条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業に準用されるものであることから、第三の3の(2)から(11)まで、(13)から(19)まで、(21)、(23)から(33)まで、

等に「サービス管理責任者研修事業の実施について」に基づき実施される「児童発達支援管理責任者研修」及び「相談支援従事者研修事業の実施について」に基づき実施される「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」の受講を促すこととし、研修修了者が指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用する障害児の児童発達支援計画を作成することが望ましい。

- ⑤ 障害児入所施設その他関係施設から、指定小規模多機能型居宅介護事業所が障害児の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。

第四 （略）

第五 放課後等デイサービス

1、2 （略）

3 運営に関する基準

(1)、(2) （略）

(3) 準用（基準第71条）

基準第71条により、第12条から第22条まで、第24条から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、第38条から第41条まで、第43条から第45条まで、第47条から第50条まで、第51条第1項、第52条から第54条まで及び第63条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業に準用されるものであることから、第三の3の(2)

(35) から (37) まで、(38) の①及び (39) から (41) までを参照されたい。

4 基準該当通所支援に関する基準

(1)、(2) (略)

(3) 利用定員 (基準第 71 条の 3 の 2)

基準該当児童発達支援事業所の場合と同趣旨であるため、第三の 4 の (3) を参照されたい。

(4) 準用 (基準第 71 条の 4)

基準第 71 条の 4 により、第 7 条、第 12 条から第 22 条まで、第 25 条第 2 項、第 26 条から第 30 条まで、第 32 条、第 34 条から第 45 条まで、第 47 条から第 50 条まで、第 51 条第 1 項、第 52 条から第 54 条まで、第 54 条の 6 から第 54 条の 8 まで、第 65 条及び第 70 条 (第 1 項を除く。)の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について、準用されるものであることから、第三の 1 の (3)、3 の (2) から (11) まで、(14) の②、(15) から (19) まで、(21)、(23) から (33) まで、(35) から (41) まで ((38) の②を除く。) 及び第三の 4 の (5) から (7) までを参照されたい。

第六、第七 (略)

から (11) まで、(13) から (19) まで、(21)、(23) から (25) まで、(27) から (30) まで、(32)、(33)、(35) から (37) まで、(38) の①、(39)、(41) 及び第四の 3 の (5) を参照されたい。

4 基準該当通所支援に関する基準

(1)、(2) (略)

(3) 準用 (基準第 71 条の 4)

基準第 71 条の 4 により、第 7 条、第 12 条から第 22 条まで、第 25 条第 2 項、第 26 条から第 30 条まで、第 32 条、第 34 条から第 36 条まで、第 38 条から第 45 条まで、第 47 条から第 50 条まで、第 51 条第 1 項、第 52 条から第 54 条まで、第 54 条の 6 から第 54 条の 8 まで、第 63 条、第 69 条及び第 70 条 (第 1 項を除く。)の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について、準用されるものであることから、第三の 3 の (1) から (12)、(14) から (19)、(21)、(23) から (25)、(27) から (33)、(35) から (41) ((38) の②を除く。)、第三の 4 の (5) から (7)、第四の 3 の (5) を参照されたい。

第六、第七 (略)